

諮問第 65 号

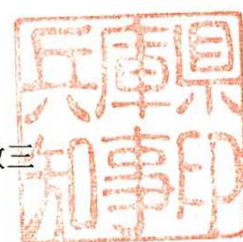
住 宅 審 議 会

兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画について（諮問）

このことについて、次の理由を添えて諮問します。

平成 29 年 10 月 13 日

兵庫県知事 井戸 敏三



（諮問理由）

平成 29 年 4 月に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、都道府県は、住宅確保要配慮世帯を対象とする民間賃貸住宅の登録を行うとともに、「都道府県賃貸住宅供給促進計画」を策定することができるものとされています。

法第 4 条第 1 項に基づく住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針(案)では、住生活基本計画、都道府県老人福祉計画、都道府県介護保険事業支援計画との調和を図りつつ都道府県賃貸住宅供給促進計画を策定することが望ましいとされています。

また、本県が平成 29 年 3 月に策定した「兵庫県住生活基本計画」における重点的に取り組む施策として、既存住宅を活用した住宅確保要配慮者への住宅供給の促進を掲げています。

これらのことから、県民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的として、市場における住宅確保要配慮世帯や民間賃貸住宅等の状況を的確に踏まえた兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画について、調査審議を求めます。